提出日：令和　　　年　　　月　　　日

受　　　付　　　印

第　４　・　５　条　許可申請（県許可）

受付票（三郷市農業委員会）

※　４　５　いずれかに〇をしてください。

連絡先　０４８－９３０－７８２０（直通）

①申請者（４条は、譲渡人欄に記入する。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 譲受人 | 氏名 | （ふりがな） |
|  |
| 電話番号 |  |
| 譲渡人 | 氏名 | （ふりがな） |
|  |
| 電話番号 |  |
|  | | |
| 書類提出者  （委任を  受けた者） | 事務所名 | （ふりがな） |
|  |
| 担当者名 | （ふりがな） |
|  |
| 電話 | （自宅・会社） |
| （携帯） |
| 資格 | 本人・行政書士・土地家屋調査士・建築士・その他（　　　　　　　　　　） |

②所在地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 登記地目 | 現況地目 | 地積㎡ | 権利種類 |
| 三郷市 |  |  |  | 賃貸借・売買・（　　　　　） |
| 三郷市 |  |  |  | 賃貸借・売買・（　　　　　） |
| 三郷市 |  |  |  | 賃貸借・売買・（　　　　　） |
| 三郷市 |  |  |  | 賃貸借・売買・（　　　　　） |

③必要書類

【地区担当委員／　　　　　　　　　　　委員】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 書類 | 確認 | 通数 | 注意事項 |
| １ | 受付票 |  | １ | 記載に漏れがないよう、お願いします。  特にふりがな、電話番号は必ず記載してください。 |
| ２ | 委任状 |  | ２ | 代理人が申請・補正・受領する場合は、必要です。  押印が必要です。欄外に捨印の押印を推奨します。 |
| ３ | ４条又は５条の農地転用許可申請書 |  | 必要分 | ４条は３通、５条は４通です。  法人は、会社名・代表者肩書・代表者名の記載が必要です。  原則は押印不要で本人確認書類の写しの提出によることになっていますが、押印による申請でも構いません。  押印申請の場合は、欄外に捨印の押印を推奨します。 |
| 3-2 | 本人確認書類の写し |  | 必要分  ×２ | 押印申請の場合は、不要です。 |
| ４ | 理由書 |  | ２ | 譲受人が何故申請するのか、何故その面積が必要なのか、（３種農地以外の場合は）代替性などを、詳細に記載してください。 |
| ５ | 土地全部事項証明書 |  | ２ | 原本が必要です。発行日から３ヶ月以内です。 |
| 5-2 | 土地全部事項証明書の写し（申請地と一体利用する土地分） |  | ２ | 申請地と同時に使用する土地がある場合に、提出が必要です。  土地登記事項証明書の写し又はインターネット取得の書類で可ですが、取得日から３ヶ月以内の書類を用意してください。 |
| ６ | 位置図 |  | ２ | 都市計画図（1/25000)、申請地を赤色の線で囲んでください。 |
| ７ | 案内図 |  | ２ | 自己作成又は住宅地図の写し等で作成し、申請地を赤色の線で囲んでください。  住宅地図の写し等を提出する場合は、事前に著作者の許諾を得てください。 |
| ８ | 公図の写し |  | ２ | 原則、法務局で発行したものとなります。  発行日から３ヶ月以内です。  申請地を赤色の線で囲んでください。  隣地の地番・現況地目・所有者名を記入してください。 |
| ９ | 土地利用計画図（平面図・断面図など） |  | ２ | 排水計画・系統、接道の認定幅員を記載してください。  地盤面の現況高及び転用後の計画高を明記してください。  雨水処理方法、土留、擁壁の位置・構造等、隣接地に対する被害防除方法を明記してください。  会社看板、（条例が適用される場合は）アイドリングストップ看板の位置を平面図に落としてください。  出入口に停止線を表示してください。 |
| １０ | 建築物の配置図・平面図・立面図・面積計算表など |  | ２ | 建物を建てる場合に必要です。 |
| １１ | 葛西用水路土地改良区の意見書 |  | ２ | 登記地目が田の場合に必要です。 |
| １２ | 資金調達計画書 |  | ２ | 見積書で算出された金額に対する調達先を記入してください。 |
| １３ | 事業に係る見積書 |  | ２ | 建築費、造成費等が記載された見積書等の写しを添付してください。  見積書等の有効期限に注意してください。 |
| １４ | 資金証明書（残高証明・融資証明等） |  | ２ | 資金調達計画書に記載した調達先ごとに証明書の原本を添付してください。 |
| １５ | 賃貸借契約書の写し |  | ２ | 申請地を賃貸借する場合に必要です。 |
| １６ | 定款若しくは寄付行為の写し又は履歴事項全部証明書 |  | ２ | 申請者が法人の場合は、いずれかを添付してください。  定款若しくは寄付行為の写しは、発行者の証明が必要です。  履歴事項全部証明書は、発行日から３ヶ月以内のものを提出してください。 |
| １７ | 事業計画書 |  | ２ | 法人の場合に必要です。 |
| １８ | 免許状等の写し |  | ２ | 転用目的の事業に資格等を要する場合に必要です。運送業、廃棄物処理業、古物商など。 |
| １９ | 盛土規制法の許可書の写し |  | ２ | 盛土規制法の適用を受ける場合は必要です。（申請中の場合は、その旨申し出てください。なお、同時許可が原則です。） |
| ２０ | 雨水浸透阻害行為許可書の写し |  | ２ | 雨水浸透阻害行為の許可申請の適用を受ける場合は必要です。（申請中の場合は、その旨申し出てください。） |
| ２１ | 水路占用許可書の写し |  | ２ | 水路占用の許認可等を要する場合に限ります。 |
| ２２ | 道路施行承認書の写し |  | ２ | 道路施行の許認可等を要する場合に限ります。 |
| ２３ | 営業証明書 |  | ２ | 個人営業の場合に必要です。 |
| ２４ | 資材置場の設置に係る資料 |  | ２ | 資材置場の場合に必要です。 |
| ２５ | 現在使用している資材置場の配置図又は写真 |  | ２ | 配置図には置かれている資材の種類や、量、配置を記載してください。 |
| ２６ | 駐車場の設置に係る資料 |  | ２ | 駐車場の場合に必要です。 |
| ２７ | 現在使用している駐車場の配置図又は写真 |  | ２ |  |
| ２８ | 車両一覧表 |  | ２ | 車種とナンバーがわかる一覧表を提出してください。  車検証の添付は不要です。 |
| ２９ | 本社・営業所から申請地までの経路図 |  | ２ |  |
| ３０ | 駐車場設置の要望書 |  | ２ | ４条貸駐車場の場合に必要です。  駐車台数の８割以上が必要です。 |
| ３１ | 権利者の承諾書 |  | ２ | 仮登記・抵当権等が設定されている場合に必要です。 |
| ３２ | 耕作者の同意書 |  | ２ | 賃借権に基づく耕作者がいる場合に必要です。 |
| ３３ | 隣地の同意書 |  | ２ | 隣地が現況農地の場合に必要です。非農地の場合は不要です。 |
| ３４ | 収用証明書又は予定証明書 |  | ２ | 収用移転の場合に必要です。 |
| ３５ | 住民票 |  | ２ | ４条や譲渡人は、原則不要です。  ただし、土地全部事項証明書に記載の住所・氏名と現住所・氏名が異なる場合は、住民票、戸籍の附票、戸籍全部事項証明書など当該異動履歴が判る公的書類が必要です。 |
| ３６ | 戸籍全部事項証明書  改正前原戸籍謄本  家系図等 |  | ２ | 譲受人が、住宅を建てる場合に必要です。 |
| ３７ | 借家賃貸借契約書等（写）又は固定資産未登録証明書 |  | ２ | 譲受人が、住宅を建てる場合に必要です。 |
| ３８ | 農業用倉庫の建設に係る資料 |  | ２ | 農業用倉庫を建てる場合に必要です。 |
| ３９ | 作付計画書 |  | ２ | 一時転用の場合に必要です。 |
| ４０ | 農地復元計画書 |  | ２ | 一時転用の場合に必要です。 |
| ４１ | 現地の写真 |  | ２ | 一時転用の場合に必要です。 |
| ４２ | 誓約書 |  | ２ | 全員提出が必要です。 |
| ４３ | その他 |  | ２ | 審査上必要が生じた場合は、他の書類を添付していただくことがあります。 |

※　通数が２通の場合、１通は写しで可です。

※　受付は毎月１０日（閉庁日の場合は前開庁日）です。

※　内容に問題がなく、かつ書類に不備などがなければ、受付日翌月の中旬・下旬以降に許可となる見込みです。

**※　プラスチックや金属などの屋外保管業を行う場合は、必ず、埼玉県越谷環境管理事務所で事前確認・協議をお願いします。「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」などの適用を受ける可能性があります。　電話：０４８－９６６－２３１１**

**※　許可申請の面積が５００㎡より大きい場合は、必ず、埼玉県越谷環境管理事務所で事前確認・協議をお願いします。「宅地造成及び特定盛土等規制法」や「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」などの適用を受ける可能性があります。　電話：０４８－９６６－２３１１**

**※　許可申請の面積が１，０００㎡以上の場合は、必ず、三郷市役所本庁舎３階建設部河川課で事前確認・協議をお願いします。「特定都市河川浸水被害対策法」や「三郷市開発事業等の手続等に関する条例」などの適用を受ける可能性があります。　電話：０４８－９３０－７７３５**

※　内容調査会案件に該当した場合は、別途文書にてご連絡します。原則総会の日の前々日に開催します。

※　受付後、申請地を現地確認します。

※　押印廃止に伴う本人確認の取扱いについては、別紙をご確認ください。

④留意事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | 内容 | 確認 |
| ① | 全ての事項が、正確に記載されているか。記入漏れはないか。 |  |
| ② | 提出日付の記載はあるか。（西暦ではなく、和暦で記入。） |  |
| ③ | 本人確認書類の写しがあるか。（押印の場合は、本人確認書類の写しは不要。） |  |
| ④ | 法人申請の場合、申請者欄の譲受（渡）人欄と「１．届出者の氏名・住所」欄に、会社名＋代表者肩書＋代表者氏名の記載はあるか |  |
| ⑤ | 電話番号の記載はあるか。 |  |
| ⑥ | 「２．土地の所在等」欄で、空欄部分の一番上に「以下余白」の記載はあるか。 |  |
| ⑦ | 添付書類は、全て揃っているか。 |  |
| ⑧ | 全ての証明書は、発行日から３ケ月以内か。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | 内容 | 確認 |
| ⑨ | 「２許可を受けようとする土地の所在等」「計」欄の記入はあるか。 |  |
| ⑩ | 「３転用計画」「⑶事業の操業期間又は施設の利用期間」及び「４権利を設定し又は移転しようとする契約の内容」「権利の存続期間」は、売買の場合は「許可後から永久」「永久」、賃貸借の場合は契約書に記入された期間である「許可後から〇年間」「〇年間」、使用貸借の場合は永久ではなく「許可後から〇〇年間」「〇〇年間」と記載があるか。 |  |
| ⑪ | 「３転用計画」「⑷転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」で、建築物の申請の場合、「名称」「棟数」「建築面積」の記載はあるか。  「合計」「計」にも記載があるか。 |  |
| ⑫ | 「７その他参考となるべき事項」は、何もない時は「特になし」と記載されているか。  その他以下の表記を参考に適宜記入されているか。 |  |
| ⑫-2 | いわゆるヤード条例に該当する可能性のある申請の場合に、下記の記載があるか。  「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例　許可不要　又は　許可必要」 |  |
| ⑫-3 | 許可申請の面積が５００㎡を超える場合に、下記の記載があるか。  「特定都市河川浸水被害対策法　許可不要　又は　許可必要」 |  |
| ⑫-4 | 許可申請の面積が１，０００㎡以上の場合に、下記の記載があるか。  「盛土規制法　許可不要　又は　許可必要」 |  |
| ⑫-5 | 住宅建築などの場合は、「開発行為許可同時申請」などと記載されているか。 |  |
| ⑬ | ヤード条例の対象となる場合に、許可権者との調整は終了しているか。 |  |
| ⑬-2 | 特定都市河川浸水被害対策法の対象となる場合に、許可権者との調整は終了しているか。 |  |
| ⑬-3 | 盛土規制法の対象となる場合に、許可権者との調整は終了しているか。 |  |